

第5次結城市総合計画後期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

結城市では、平成32年度を目標年次とする「第5次結城市総合計画」を平成23年3月に策定し、将来都市像を「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」として、その実現のため各種施策を実施してきました。

近年では、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、環境問題の深刻化、高度情報化、国際化など、結城市を取り巻く環境は急激に変化しています。

また、地方分権の進展や社会経済情勢の変化とともに、東日本大震災による安全・安心への意識の高まりなどにより、市民の価値観やニーズも多様化しています。

こうした状況を踏まえ、市民参加と職員参加のもと、総合的でバランスのとれた結城力の向上を図るため、平成28年度から平成32年度の5年間を計画期間とする「第5次結城市総合計画後期基本計画」を策定し、まちを特色づける戦略プラン・重点プロジェクトや、行政評価を活用した進行管理を行い、結城市のさらなる発展と誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2 計画の構成及び期間

（1）基本構想

基本構想は、結城市の将来都市像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を定めるもので、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものです。

基本構想の期間は、平成23年度（2011年）～平成32年度（2020年）の10年間としています。

（2）後期基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すとともに、各施策の方向性、達成目標、主要事業などを明らかにするものです。

基本計画の期間は、前期基本計画を平成23年度（2011年）～平成27年度（2015年）の5年間、後期基本計画を平成28年度（2016年）～平成32年度（2020年）の5年間としています。

（3）実施計画

基本計画に位置づけられた施策・事業を推進するため、財政的な裏付けを持たせた具体的な計画で、毎年度の事務執行の指針となるものです。

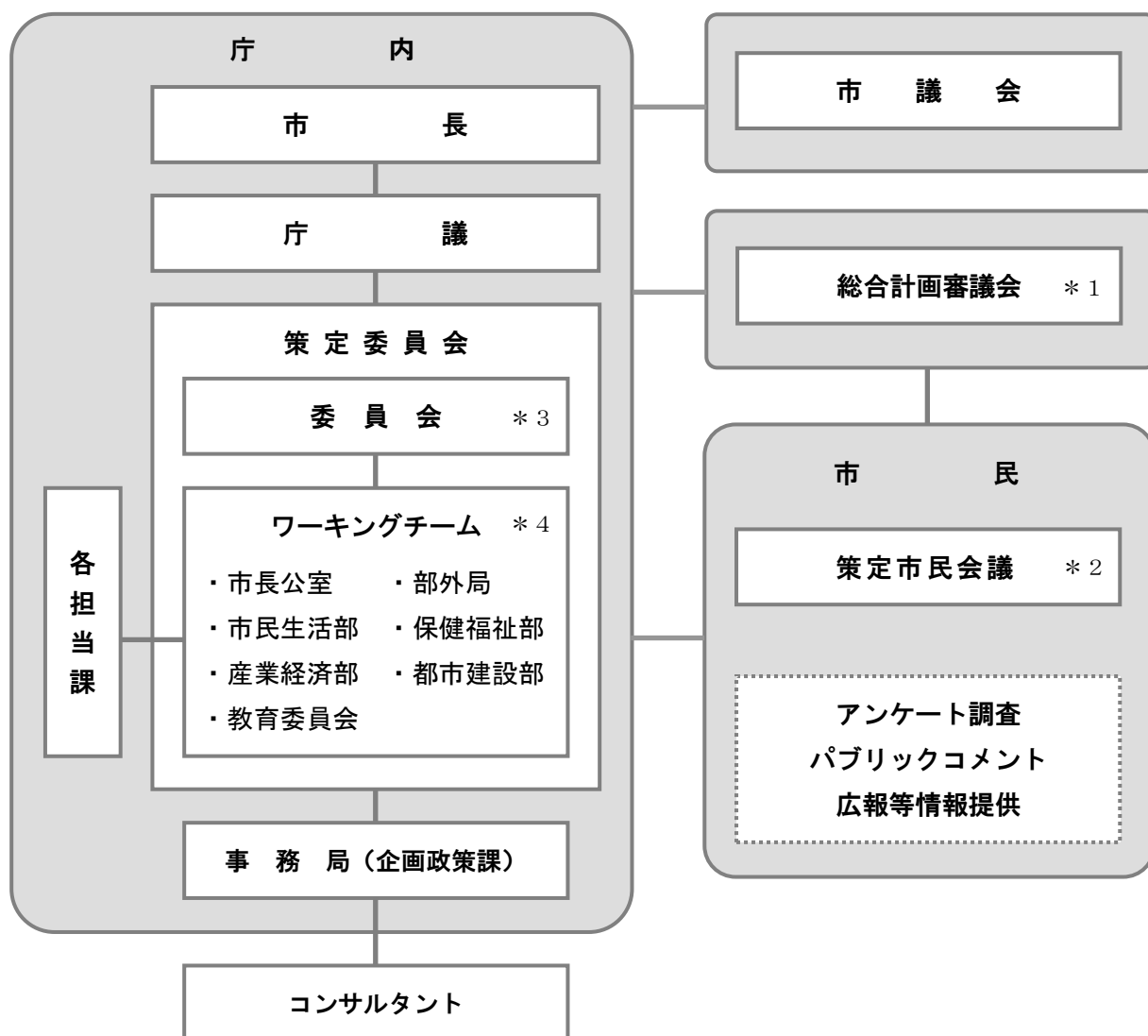
実施計画の期間は3年間とし、ローリング方式により毎年必要な調整を行います。

3 策定体制について

総合計画策定に向けた庁内体制として、策定委員会（委員会，ワーキングチーム）を設置し、庁内各課で前期計画の検証及び目指す姿等の意見集約を行い、全庁体制で計画づくりを進めます。

また、策定にあたっては、策定市民会議を設置し、「市民参加」の計画づくりを行うと共に市議会及び総合計画審議会へ逐次報告を行い、連携を図りながら策定を進めます。

■ 策定体制



※1 総合計画審議会：市議会議員，知識経験者，各団体代表者で構成され，総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

※2 策定市民会議：幅広い市民意向の計画への反映を図るため，市民公募等により構成され，総合計画全般について市民の目線から可能な範囲で提言を行う。

※3 策定委員会：素案・原案の審議，総合調整等を行う。

※4 ワーキングチーム：職員による適正かつ円滑な計画策定に向けて，骨子・素案の立案，検討及び各課担当課との連絡調整など，実質的作業を行う。